

# 多摩美術大学 障がい学生支援に関する基本方針

2018年11月制定  
2019年4月改定  
多摩美術大学

## 1. 目的

多摩美術大学（以下「本学」という。）は、建学の精神及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障がいのある学生に対して合理的な配慮を提供し、その他の学生と等しく教育を受ける機会を保障することを目的として基本方針を定めます。

## 2. 支援の対象となる学生

本学の在学生（科目等履修生、研究生および交換留学生を含む。）及び本学へ入学を希望する受験生を対象とします。

また、本方針における「障がい」とは、障害者基本法第2条第1号に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他心身機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。）であり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態を指します。なお、「社会的障壁」とは、障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指します。

## 3. 合理的配慮の考え方

本方針における「合理的配慮」の考え方は次の通りです。

- ・原則として障がいのある学生の意思の表明に基づく
- ・すべての学生が同等の教育機会を得るための必要かつ適切な調整
- ・均衡を失した又は過重な負担とならないもの
- ・教育の本質を損なわないもの

## 4. 合理的配慮の提供

本学は障がいのある学生等から要請があった場合に、当該学生の意思を尊重しながら建設的な対話により合意を形成し、適切な合理的配慮を提供するよう努めます。

## 5. 支援体制

障がい学生が所属する学科の研究室、学生課、教務課、入試課等の教職員が連携し、障がいのある学生に対する支援を実施します。

また、学部長、研究科長、教務部長、学生部長等で構成される合理的配慮検討会議を設置し、障がい学生支援に関して全学的な検討を行い、学長・理事長がそれを承認します。

## 6. 情報公開

本学における障がいのある学生に対する支援方針や支援体制について、Webサイト等で公開するよう努めます。

以上